

四半期報告書

(第7期第2四半期)

自 平成23年7月1日

至 平成23年9月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第7期第2四半期（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

四半期報告書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と併せて提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

目 次

頁

四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	8
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
第3 【提出会社の状況】	38
1 【株式等の状況】	38
2 【役員の状況】	48
第4 【経理の状況】	49
1 【中間連結財務諸表】	50
2 【その他】	112
3 【中間財務諸表】	113
4 【その他】	124
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	125

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【四半期会計期間】 第7期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 石 井 学

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成21年度	平成22年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,618,434	2,369,479	2,671,205	5,040,282	4,528,933
連結経常利益	百万円	233,047	542,053	958,644	545,697	646,432
連結中間純利益	百万円	140,948	356,775	696,091	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	388,734	583,079
連結中間包括利益	百万円	—	177,199	818,223	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△37,079
連結純資産額	百万円	9,945,632	11,331,965	11,334,750	11,299,459	10,814,425
連結総資産額	百万円	202,802,103	206,380,869	215,947,173	204,106,939	206,227,081
1株当たり純資産額	円	621.44	617.45	652.17	612.05	604.58
1株当たり中間純利益金額	円	11.08	24.59	48.58	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	29.56	39.94
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	11.08	24.52	48.51	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	29.54	39.88
自己資本比率	%	3.88	4.42	4.45	4.55	4.33
連結自己資本比率 (第一基準)	%	13.29	15.24	15.42	14.87	14.89
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,967,542	8,631,120	3,518,177	14,601,067	10,495,808
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△8,746,150	△8,091,496	△3,541,612	△15,625,731	△8,587,988
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	189,066	△838,084	△470,084	1,102,334	△948,646
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	4,496,860	3,745,817	4,411,607	4,110,281	4,919,083
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	87,036 (34,300)	84,980 (29,400)	85,405 (26,300)	84,266 (33,000)	85,123 (28,700)

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、第一基準を採用しております。
5 平均臨時従業員数は、百人未満を四捨五入して記載しております。
また、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。

- 7 平成22年度中間連結会計期間の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び平成22年度の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日改正)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日改正)を適用し、遡及処理をしております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	百万円	143,203	224,237	160,243	290,824	413,611
経常利益	百万円	116,839	202,029	140,065	235,848	369,982
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△14,207	191,048	143,043	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	100,088	344,931
資本金	百万円	1,620,896	2,137,439	2,138,483	2,136,582	2,137,476
発行済株式総数	株	普通株式 11,648,360,720 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,150,766,520 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,154,508,220 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,148,414,920 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000	普通株式 14,150,894,620 第1回第五種 優先株式 156,000,000 第十一種 優先株式 1,000
純資産額	百万円	7,650,642	8,544,355	8,681,208	8,711,750	8,612,722
総資産額	百万円	10,107,154	10,865,924	10,936,373	11,180,345	10,991,515
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	△2.24	12.86	9.47	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	6.17	23.10
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	12.85	9.46	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	6.16	23.08
1株当たり配当額	円	普通株式 6.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 6.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 6.00 第1回第五種 優先株式 57.50 第十一種 優先株式 2.65	普通株式 12.00 第一回第三種 優先株式 60.00 第1回第五種 優先株式 115.00 第十一種 優先株式 5.30	普通株式 12.00 第1回第五種 優先株式 115.00 第十一種 優先株式 5.30
自己資本比率	%	75.64	78.57	79.31	77.86	78.29
従業員数	人	1,015	1,005	987	1,008	1,001

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、第5期中は中間純損失が計上されているため、記載していません。

3. 第6期中の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額」及び第6期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日改正)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日改正)を適用し、遡及処理をしております。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社228社(うち連結子会社228社)及び関連会社57社(うち持分法適用関連会社56社、持分法非適用関連会社1社)で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード・貸金業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当第2四半期連結累計期間におけるセグメント情報の区分に係る主要な関係会社の異動は以下の通りであります。

(三菱UFJ証券ホールディングス(株))

- ・ 持分法適用関連会社であったKim Eng Holdings Limitedは、三菱UFJ証券ホールディングス(株)による株式売却により、連結の範囲から除外いたしました。

(その他)

- ・ Morgan Stanley(以下、「モルガン・スタンレー」という。)は、当社が保有していた転換型優先株式の普通株式への転換により、新たに当社の持分法適用関連会社となりました。

なお、当社は、平成23年7月1日に国際連結事業本部を新たに設置し、それに伴い、国際企画部及び米国カバナンス統括部を移設、国際リスク統括部を新設し、それぞれ国際連結事業本部の管轄といたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当社が認識しているものは以下の通りです。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本四半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

2. モルガン・スタンレーとの戦略的提携に関するリスク

(1) 戦略的提携に関するリスク

当社は、平成23年6月末にモルガン・スタンレーの転換型優先株式の普通株式への任意転換を行い、その結果、現在、同社普通株式(転換直後の当社保有議決権比率22.4%)および償還型優先株式(無議決権)を保有するとともに、日本における証券業務について合弁会社を共同運営するほか、米州におけるコーポレートファイナンス業務において提携する等、モルガン・スタンレーと戦略的提携関係にあります。

当社は、モルガン・スタンレーとの協働の将来性等を見込んだうえで戦略的提携関係に入り、更に上記の転換型優先株式の普通株式への任意転換を通じて、戦略的提携関係の更なる深化を図っていく予定ですが、それらの判断の前提となった認識とは異なる社会・経済・金融環境が生じた場合や人員、商品、サービスにおける協働または合弁会社の運営・管理体制や事業戦略の構築・実施が想定通りにいかない場合等においては、提携関係から期待したとおりのシナジーその他の効果を得られない可能性があります。

モルガン・スタンレーとの戦略的提携関係が解消された場合には、当社グループの事業戦略、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は上記のとおりモルガン・スタンレーに大規模な出資を行っているものの、支配株主ではなく、同社の事業等を支配し、また同社に関する決定をすることはできません。モルガン・スタンレーが当社グループの利益に合致しない決定を独自に行う場合、結果として当初想定したモルガン・スタンレーとの戦略的提携の目的が達成できない可能性があります。また、当社はモルガン・スタンレーの支配株主ではないものの、同社に対して大規模な投資を行っているため、同社の財政状態又は経営成績が悪化した場合、当社が多額の投資損失を被り、さらに、当社グループの評判を損なう可能性があります。

(2) 持分法適用に伴う影響

当社は、平成23年6月末に実施した転換型優先株式の普通株式への任意転換により、モルガン・スタンレーの議決権の22.4%を取得するとともに、平成23年7月、当社からモルガン・スタンレーへの取締役派遣員数を2名に増員いたしました。これらにより、モルガン・スタンレーは当社の持分法適用関連会社となっております。

モルガン・スタンレーが当社の持分法適用関連会社となったことから、当社は、モルガン・スタンレーの損益の持分比率相当割合を持分法投資損益として認識することとなり、当社グループの業績

は、これまで以上に、モルガン・スタンレーの業績動向の影響を受けることとなります。

13. 世界経済の悪化・金融危機の再発により損失を計上するリスク

世界経済は、欧州に端を発した財政危機とそれに伴う金融危機による影響が深刻化しつつあり、また、先進国経済は依然として雇用低迷・財政デフレ等の構造的問題を抱えています。一方で新興国経済は景気過熱やインフレ圧力、最近では先進国経済の低迷に伴う悪影響に直面するなど、世界経済は新たな不安要因を露呈しており、再び不況局面となれば、当社グループの一部の投資ポートフォリオや貸出に悪影響が出るおそれがあります。例えば、当社グループが保有する有価証券の市場価格が下落することにより損失が拡大する等の可能性があります。また、クレジット市場の環境変化が、当社グループの貸出先に財務上の問題や債務不履行を生じさせる要因となり、信用が収縮する可能性もあります。さらに、こうした有価証券のさらなる市場価格下落や資本市場での信用収縮の動きにより、国内外の金融機関の信用力が低下、資本不足や資金繰り悪化から破綻に追い込まれるケースが増加する可能性もあります。かかる問題により、これらの金融機関との間の取引により当社グループが損失を被り、当社グループの財政状態および経営成績が悪影響を受ける可能性があります。加えて、世界的な金融危機の再発が世界の債券・株式市場や外国為替相場の大幅な変動を招くことなどにより、市場の混乱が世界経済に長期的な影響を及ぼす場合には、当社グループへの悪影響が深刻化する可能性があります。

各国政府や中央銀行は経済の安定促進のための様々な施策を実施または検討していますが、かかる新たに実施または検討されている施策にもかかわらず、日本および世界の金融市場や経済の状況が悪化するおそれがあります。また、日本および世界における経営環境は、当社の現在の予想よりも厳しくなる可能性もあり、その結果、当社グループの財政状態および経営成績が悪化する可能性があります。

加えて、当社グループの貸借対照表上の資産の大部分は、時価で計上する金融商品からなっています。一般的に、当社グループは市場価格を参照してこれらの金融商品の時価を定めています。時価で計上される金融商品の価値が下落した場合、対応する減損等が損益計算書上認識される可能性があります。世界金融危機・同時不況が再発すること等により、金融商品の市場価格が大きく下落し、または適切な価格を参照できない状況が発生する可能性があります。市場における大きな変動または市場における機能不全は、当社グループが保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、金融商品の時価に関する会計上の取扱いについて、国際的な会計基準設定団体による見直しの議論が続いているところでもあるため、今後、制度・基準等が見直された場合には、当社グループが保有する金融商品の時価に悪影響を及ぼす可能性があります。

20. 自己資本比率に関するリスク

(2) 新規制

バーゼル銀行監督委員会は、先般の世界金融危機から得られた教訓に対処するための包括的な対応(バーゼルⅢ)の一部として、銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準を公表しました。かかる基準による新たな規制は、現在の自己資本比率規制よりも厳しいものであり、平成25年から段階的に適用される予定です。

また、平成23年11月に金融安定理事会(F S B)は、当社グループをグローバルにシステム上重要な金融機関(G - S I F I s)の対象先として公表しました。G - S I F I sに対しては、より高い資本水準が求められ、平成28年から段階的に適用される予定です。対象先は毎年更新され、適用開始時の金融機関は、平成26年11月までに特定される予定です。

2 【経営上の重要な契約等】

(1) 子会社からの借入

当社は、当初平成20年9月25日に実施した三菱UFJニコス株式会社に対する出資に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成23年8月31日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	238,500,000,000円
借入金額	238,500,000,000円
借入日(継続日)	平成23年9月22日
借入期日	平成23年12月30日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものであります。

当社は、当初平成20年10月14日に実施したモルガン・スタンレーに対する出資に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成22年9月30日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 9,000,000,000.00
借入金額	US\$ 9,000,000,000.00 *平成23年8月31日の取締役会決議により、平成23年9月1日に、US\$9,000,000,000.00のうちUS\$4,475,741,914.60を円貨建てに変更いたしました。 変更後の残高は以下のとおりであります。 ① US\$4,524,258,085.40 ② 344,811,157,100円
借入日(継続日)	平成23年7月20日
借入期日	平成23年10月20日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保であります。また、外貨建てについては証書貸付形式、円貨建てについては当座貸越形式であります。

取締役会決議日	平成23年8月31日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	US\$ 9,000,000,000.00
借入金額	① US\$4,475,741,914.60 ② 344,811,157,100円
借入日(継続日)	平成23年10月20日
借入期日	平成24年1月19日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保であります。また、外貨建てについては証書貸付形式、円貨建てについては当座貸越形式であります。

当社は、当初平成20年10月27日に実施したアコム株式会社に対する出資に係わる借入を、以下の概要のとおり、継続いたしました。

取締役会決議日	平成23年8月31日
借入先	株式会社三菱東京UFJ銀行
当初借入金額	152,500,000,000円
借入金額	150,733,829,530円
借入日(継続日)	平成23年10月27日
借入期日	平成23年12月30日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものであります。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

(1) 業績等の概要

①金融経済環境

当中間連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外では、当初は引き続き景気拡大方向となりました。うち、中国などアジアを中心とした新興国経済は堅調な内需に支えられて以後も底堅い成長を続けましたが、欧米先進国経済は一連の債務・財政問題とそれに伴う金融市場の急変を背景として、夏場以降急速に減速感を強めていきました。一方、東日本大震災の発生直後に大きく落ち込んだわが国経済では、徐々に持ち直しの兆しが散見されるようになり、以降も震災のショックから立ち直ろうとする動きが続きました。ただし、急速に進んだ円高の影響をはじめ、今冬や来夏に向けての電力不安、本格的な震災復興予算の成立の遅れなど、景気下振れにつながり得るリスク要因も残りました。

金融情勢については、政策金利は、米国や英国で低金利政策が維持され、ユーロ圏では4月と7月に小幅な利上げが実施されるに止まりました。また、新興国や資源国でも相次いで利上げが続く状況は徐々に落ち着きはじめました。わが国では、日銀が、実質ゼロ金利政策を維持しながら、4月に被災地金融機関向け資金供給オペレーションの導入、6月に成長基盤強化支援資金供給における新たな貸付枠の設定、8月には資産買入等基金の10兆円増額といった措置を打ち出しました。こうしたなか、短期市場金利は引き続き低水準で推移し、長期金利も一時的に上昇する場面はありましたが総じて低下圧力の強い展開となりました。円ドル相場は、1ドル80円台前半の比較的狭いレンジで推移した後、7月後半から急速に円高方向へ振れました。

②経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

[グループ経営理念]

- (i) お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (ii) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取り組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。

(vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank, N.A.)などを傘下に擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を追求することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUF Gならではの”の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・国際・受託財産(資産運用・管理)の4つの連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

「信頼度No.1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

「国際性No.1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。

③当中間連結会計期間の業績

当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当中間連結会計期間の連結業務粗利益は、国債等債券関係損益や海外における収益等を積み上げたものの、モルガン・スタンレーの優先株式配当が減少したほか、コンシューマーファイナンス収益や預金収益を中心とした資金利益の落ち込み等により、前中間連結会計期間比808億円減少の1兆7,898億円となりました。

一方、営業費は、グループワイドな経費削減努力を継続し、前中間連結会計期間比286億円圧縮した結果、連結業務純益は521億円減少の7,997億円となりました。

与信関係費用総額は貸出金償却が減少したほか、貸倒引当金繰入額が戻入益に転じ、前中間連結会計期間比1,243億円改善しましたが、株式等関係損益は株式等償却の拡大を主因に、前中間連結会計期間比694億円悪化しました。

また、モルガン・スタンレーを持分法適用関連会社としたことに伴う負ののれんの発生もあり、持分法による投資損益を3,216億円計上した結果、経常利益は前中間連結会計期間比4,165億円増加の9,586億円、中間純利益については、前中間連結会計期間比3,393億円増加の6,960億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度比9兆7,200億円増加し215兆9,471億円、純資産が前連結会計年度比5,203億円増加し11兆3,347億円となりました。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、貸出金が前連結会計年度比4,835億円減少して79兆5,114億円、有価証券は、前連結会計年度比4兆5,505億円増加して75兆5,741億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度比2兆5,617億円減少し121兆5,825億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度比0.06ポイント上昇し、1.74%となりましたが、引き続き低水準を維持しております。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(第一基準)は、前連結会計年度末比0.52ポイント改善し、15.42%となりました。

当中間連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前中間連結 会計期間 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前中間連結 会計期間比 (B-A)
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	18,707	17,898	△808
資金利益	10,093	9,078	△1,015
信託報酬	505	492	△12
役務取引等利益	4,742	4,740	△1
特定取引利益	1,299	973	△326
その他業務利益	2,066	2,613	547
うち国債等債券関係損益	1,707	2,215	507
営業費	10,188	9,901	△286
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	8,518	7,997	△521
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	324	—	△324
臨時損益(△は費用)	△3,422	1,589	5,012
与信関係費用	△2,229	△820	1,408
貸出金償却	△1,373	△832	541
個別貸倒引当金繰入額	△868	—	868
その他の与信関係費用	12	11	△1
貸倒引当金戻入益	—	170	170
偶発損失引当金戻入益(与信関連)	—	47	47
償却債権取立益	—	316	316
株式等関係損益	△273	△967	△694
株式等売却益	389	256	△133
株式等売却損	△201	△151	50
株式等償却	△460	△1,072	△612
持分法による投資損益	△78	3,216	3,295
その他の臨時損益	△841	△372	468
経常利益	5,420	9,586	4,165
特別損益	69	44	△25
うち償却債権取立益	337	—	△337
うち貸倒引当金戻入益	—	—	—
うち偶発損失引当金戻入益(与信関連)	36	—	△36
うち固定資産処分損益	△30	16	47
うち減損損失	△48	△39	8
うちのれん償却額	—	△59	△59
税金等調整前中間純利益	5,489	9,630	4,140
法人税、住民税及び事業税	476	1,167	691
法人税等調整額	1,371	925	△445
法人税等合計	1,848	2,093	245
少数株主損益調整前中間純利益	3,641	7,537	3,895
少数株主利益	74	576	502
中間純利益	3,567	6,960	3,393

与信関係費用総額(△は費用) *	△1,530	△286	1,243
------------------	--------	------	-------

* 与信関係費用総額(△は費用) = 信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内) + 一般貸倒引当金繰入額 + 与信関係費用(臨時損益内) + 貸倒引当金戻入益 + 偶発損失引当金戻入益(与信関連) + 償却債権取立益

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、株式会社三菱東京UFJ銀行及び三菱UFJ信託銀行株式会社の単体数値の単純合算を示しております。

(i) 貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、海外店が増加したものの、国内店や国内子会社の減少により、前連結会計年度比4,776億円減少して79兆6,646億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
貸出金残高(含む信託勘定)	801,423	796,646	△4,776
うち国内店 (除くグループ銀行の持株会社宛貸出金)	619,617	607,973	△11,644
うち住宅ローン	173,006	169,827	△3,178
うち海外店	117,984	124,777	6,793
うち国内子会社(アコム)	10,177	9,720	△457
うち国内子会社(三菱UFJニコス)	6,870	6,123	△746
うち海外子会社 (ユニオンバンク・コーポレーション)	38,741	39,104	363

<参考> 金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度比0.06ポイント上昇し、1.74%となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,312	1,191	△121
危険債権	7,487	8,044	556
要管理債権	5,506	5,403	△103
開示債権合計(A)	14,307	14,639	331
総与信合計(B)	850,064	837,566	△12,498
開示債権比率(A)／(B)	1.68%	1.74%	0.06%

(ii) 預金(2行合算)

預金(2行合算)は、海外店、国内個人預金が増加しましたが、国内法人預金その他の減少により、前連結会計年度比2兆887億円減少して116兆1,990億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
預金	1,182,878	1,161,990	△20,887
うち国内個人預金	643,846	648,767	4,921
うち国内法人預金その他	445,119	408,629	△36,489
うち海外店	90,422	102,553	12,131

*譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(iii) 有価証券含み損益(その他有価証券評価差額)

株式相場の下落により国内株式の含み益が悪化したものの、国内債券や外国債券等その他の含み損益が改善した結果、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度比626億円増加して3,902億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前連結 会計年度比 (B-A)
有価証券含み損益	3,276	3,902	626
国内株式	2,812	231	△2,581
国内債券	708	2,097	1,389
その他	△244	1,573	1,818

[セグメント別の状況]

当第2四半期連結累計期間における報告セグメントの損益は、(株)三菱東京UFJ銀行で前年同期比22億円増加して3,259億円、三菱UFJ信託銀行(株)で前年同期比80億円増加して477億円、三菱UFJ証券ホールディングス(株)で前年同期比30億円減少して163億円、消費者金融ファイナンス子会社で前年同期比930億円増加して421億円の利益となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は、国内が1兆6,795億円で前年同期比781億円の減益、海外が4,244億円で前年同期比174億円の増益となった結果、国内及び海外の合計では、1兆7,898億円で前年同期比808億円の減益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	952,636	270,291	213,596	1,009,332
	当第2四半期連結累計期間	868,397	280,946	241,534	907,810
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	1,175,588	402,876	300,733	1,277,731
	当第2四半期連結累計期間	1,050,594	430,171	319,701	1,161,064
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	222,951	132,584	87,137	268,399
	当第2四半期連結累計期間	182,197	149,224	78,166	253,254
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	47,915	5,809	3,204	50,521
	当第2四半期連結累計期間	47,228	5,531	3,476	49,282
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	458,698	82,625	67,078	474,246
	当第2四半期連結累計期間	444,567	85,618	56,138	474,047
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	572,984	96,534	115,602	553,917
	当第2四半期連結累計期間	569,930	98,092	111,113	556,909
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	114,286	13,908	48,524	79,670
	当第2四半期連結累計期間	125,363	12,474	54,975	82,862
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	125,075	18,907	13,990	129,992
	当第2四半期連結累計期間	100,534	21,886	25,063	97,357
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	125,252	19,318	14,579	129,992
	当第2四半期連結累計期間	100,534	29,008	32,185	97,357
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	177	411	589	—
	当第2四半期連結累計期間	—	7,122	7,122	—
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	173,408	29,430	△3,782	206,620
	当第2四半期連結累計期間	218,830	30,486	△12,071	261,387
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	237,598	52,958	20,124	270,432
	当第2四半期連結累計期間	339,202	49,941	14,152	374,991
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	64,190	23,528	23,906	63,812
	当第2四半期連結累計期間	120,372	19,455	26,223	113,604

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が5,699億円で前年同期比30億円の減収、役務取引等費用が1,253億円で前年同期比110億円増加した結果、役務取引等収支は前年同期比141億円減少して4,445億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が980億円で前年同期比15億円の増収、役務取引等費用が124億円で前年同期比14億円減少した結果、役務取引等収支では、前年同期比29億円増加して856億円となりました。

この結果、国内及び海外の役務取引等収支合計では、前年同期比2億円減少して4,740億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	572,984	96,534	115,602	553,917
	当第2四半期連結累計期間	569,930	98,092	111,113	556,909
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	77,724	5,597	740	82,581
	当第2四半期連結累計期間	77,205	4,986	1,091	81,100
うちその他 商業銀行業務	前第2四半期連結累計期間	102,512	62,171	16,544	148,140
	当第2四半期連結累計期間	107,927	66,369	15,087	159,209
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	37,192	—	3,044	34,148
	当第2四半期連結累計期間	37,889	—	2,368	35,521
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	54,240	5,151	18,334	41,058
	当第2四半期連結累計期間	50,606	5,239	18,271	37,574
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	64,843	10,745	3,345	72,243
	当第2四半期連結累計期間	59,864	7,609	5,343	62,130
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	114,286	13,908	48,524	79,670
	当第2四半期連結累計期間	125,363	12,474	54,975	82,862
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	16,165	681	46	16,799
	当第2四半期連結累計期間	16,636	729	251	17,115

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間の国内の特定取引は、特定取引収益が1,005億円の前年同期比247億円減収、特定取引費用が前年同期比1億円減少した結果、特定取引収支は前年同期比245億円減少して1,005億円となりました。海外の特定取引は、特定取引収益が290億円の前年同期比96億円の増収、特定取引費用が71億円の前年同期比67億円増加した結果、特定取引収支では、前年同期比29億円増加して218億円となりました。

この結果、国内及び海外の特定取引収支合計では、前年同期比326億円減少して973億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	125,252	19,318	14,579	129,992
	当第2四半期連結累計期間	100,534	29,008	32,185	97,357
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	55,251	12,947	△56	68,255
	当第2四半期連結累計期間	44,092	2,082	7,422	38,752
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	1,883	414	123	2,174
	当第2四半期連結累計期間	1,675	△1,055	36	583
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	64,887	5,957	14,507	56,336
	当第2四半期連結累計期間	51,541	27,981	23,587	55,935
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	3,230	—	4	3,226
	当第2四半期連結累計期間	3,224	—	1,139	2,085
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	177	411	589	—
	当第2四半期連結累計期間	—	7,122	7,122	—
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	4,698	4,698	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	123	123	—
	当第2四半期連結累計期間	—	36	36	—
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	177	286	464	—
	当第2四半期連結累計期間	—	1,866	1,866	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	1	1	—
	当第2四半期連結累計期間	—	519	519	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	106,738,945	16,709,082	1,179,313	122,268,713
	当第2四半期連結会計期間	105,958,289	17,085,666	1,461,416	121,582,539
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	61,972,582	7,291,805	176,093	69,088,293
	当第2四半期連結会計期間	61,691,641	6,435,067	329,784	67,796,924
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	39,746,319	9,276,745	943,760	48,079,304
	当第2四半期連結会計期間	39,477,170	10,524,362	1,123,420	48,878,112
うちその他	前第2四半期連結会計期間	5,020,043	140,530	59,459	5,101,114
	当第2四半期連結会計期間	4,789,477	126,237	8,211	4,907,502
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	6,226,960	5,704,086	764,330	11,166,716
	当第2四半期連結会計期間	5,781,862	5,126,281	727,650	10,180,494
総合計	前第2四半期連結会計期間	112,965,905	22,413,168	1,943,643	133,435,430
	当第2四半期連結会計期間	111,740,152	22,211,947	2,189,066	131,763,033

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	62,807,548	100.00	61,533,425	100.00
製造業	9,263,814	14.75	9,147,366	14.87
建設業	1,116,171	1.78	1,014,204	1.65
卸売業、小売業	6,459,260	10.28	6,192,873	10.06
金融業、保険業	4,945,515	7.87	4,617,981	7.50
不動産業、物品賃貸業	11,181,670	17.80	10,707,226	17.40
各種サービス業	3,169,484	5.05	2,978,198	4.84
その他	26,671,632	42.47	26,875,575	43.68
海外及び特別国際金融取引勘定分	16,446,944	100.00	17,978,010	100.00
政府等	319,285	1.94	445,418	2.48
金融機関	2,521,724	15.33	3,111,587	17.31
その他	13,605,933	82.73	14,421,005	80.21
合計	79,254,492	—	79,511,436	—

(注) 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,137,439	2,138,483
	うち非累積的永久優先株	195,000	195,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	2,174,244	2,175,299
	利益剰余金	4,666,196	5,406,969
	自己株式(△)	6,439	6,533
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	93,874	93,896
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△308,345	△337,349
	新株予約権	6,168	6,872
	連結子法人等の少数株主持分	2,210,164	1,721,128
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	1,538,413	1,231,792
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	476,065	430,209
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	48,751	45,048
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	17,739	14,062
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△)	48,833	50,642
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	10,194,163	10,471,012
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	10,194,163	10,471,012	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	1,031,013	724,392	

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	296,549	147,581
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	148,598	146,382
	一般貸倒引当金	221,905	128,840
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	3,323,694	3,353,765
	うち永久劣後債務(注3)	292,929	197,984
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	3,030,765	3,155,781
	計	3,990,747	3,776,569
	うち自己資本への算入額 (B)	3,990,747	3,776,569
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	763,242	1,862,840
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	13,421,668	12,384,741
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	65,569,376	59,269,910
	オフ・バランス取引等項目	13,776,555	12,695,025
	信用リスク・アセットの額 (F)	79,345,931	71,964,936
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	1,973,326	1,851,995
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	157,866	148,159
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	6,735,102	6,459,974
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	538,808	516,797
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	88,054,360	80,276,907	
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)		15.24%	15.42%
(参考)Tier 1 比率=(A)/(L)×100(%)		11.57%	13.04%

(注) 1 平成22年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は451,353百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,038,832百万円であります。

また、平成23年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は588,512百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,094,202百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社8社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

	[1]
① 発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[2]
① 発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[3]
① 発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
① 発行体	MUFG Capital Finance 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[5]
① 発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i)日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[6]
① 発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[7]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[7]
① 発行体	MUFG Capital Finance 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[8]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[8]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[8]
① 発行体	MUFG Capital Finance 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定／変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由 ^(注) が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(2) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比5兆1,129億円収入が減少して、3兆5,181億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比4兆5,498億円支出が減少して、3兆5,416億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得による支出の減少などにより、前第2四半期連結累計期間比3,680億円支出が減少して、4,700億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は前第2四半期連結会計期間末比6,657億円増加して4兆4,116億円となりました。

(3) 事業部門別収益

当中間連結会計期間の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりであります。

[各事業部門の主な担当業務]

リテール連結事業本部	: 国内の個人に対する金融サービスの提供
法人連結事業本部	: 国内の企業に対する金融サービスの提供
国際連結事業本部	: 海外の企業に対する金融サービスの提供
受託財産連結事業本部	: 企業年金、公的年金、公的資金、投資信託等の各種資金に関する資産運用・管理サービスの提供
市場部門	: 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理
UNBC	: UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A.を子会社として保有する持株会社)

	リテール連結事業本部 (億円)	法人連結事業本部 (億円)	国際連結事業本部 (億円)	うちUNBC (億円)	受託財産連結事業本部 (億円)	市場部門 (億円)	その他部門 (億円)	合計 (億円)
	業務粗利益	6,441	4,385	3,177	1,357	774	3,880	△178
経費等	4,508	2,230	2,023	905	491	486	798	10,537
営業純益(注)	1,933	2,155	1,154	451	283	3,394	△976	7,943

(注) 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

(4) 対処すべき課題

東日本大震災の影響は甚大であり、日本を代表する金融グループとして、円滑な資金供給等を通じ、被災地の復興を金融面からしっかりと支えてまいります。

平成23年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の最終年度に当たり、持続的成長を実現する年と位置づけています。株主還元の実現が図れるよう、一段の利益成長を実現するため、以下を重点課題として取り組んでまいります。

(成長戦略の推進)

当社グループでは、持株会社にリテール・法人・国際・受託財産の各連結事業本部を設置し、グループ総合力を発揮すべく、業態の枠を超えて成長戦略を推進いたします。

リテール事業では、お客さまのライフステージに合わせて資産運用、相続・不動産、借入れなどの様々なニーズにお応えする商品を提供してまいります。

法人事業では、モルガン・スタンレーとの国内の証券会社統合によるシナジーの更なる発揮を目指すなど、CIB(Corporate & Investment Banking)戦略を強力に推進いたします。

国際事業では、成長期待の高いアジアを中心にネットワークの更なる充実を図るとともに、CIB戦略の推進、モルガン・スタンレーとの提携、M&A戦略を通じて、ビジネスの拡大とプレゼンスの向上を目指します。

受託財産事業では、グループ内連携や商品開発の強化を通じて受託残高の増強を図るとともに、グローバルな運用・管理機関としてのプレゼンスの向上にも努めます。

グループ力を結集し、収益力の強化を図ってまいります。

(経営基盤の強化)

経営基盤の強化についても、しっかりと進めてまいります。

業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するなど、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。

引き続き保有株式の削減を進めるとともに、グループベースでの信用リスクのコントロールに努めます。

国際的な自己資本規制改革の動向も注視しつつ、自己資本の適切な管理・運営に取り組み、円滑な資金供給に努めてまいります。

なお、平成22年度決算において多額の特定取引損失を計上いたしましたグループの中核会社の一つである三菱UFJモルガン・スタンレー証券については、引き続き、業務運営・リスク管理態勢強化に取り組んでまいります。

(CSR経営の推進・ブランドの強化)

MUFGならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向上を図るとともに、CSR(企業の社会的責任)を重視した経営を実践してまいります。このため、当社グループの役職員一人ひとりが、「お客さま起点」、「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。

当社グループは、「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをCSR活動の重点領域と定めています。特に環境問題については「MUFG環境に関する行動方針」を制定し、具体的な取り組みを進めています。総合金融グループならではの視点に立ち、企業・個人に必要な資金が供給されるようサポートしていくとともに、お客さまのニーズにお応えする商品・サービスの提供に努めてまいります。

また、震災への対応につきましても、被災地の皆さまのお役に立てるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

今後とも、「サービスNo.1、信頼度No.1、国際性No.1」をモットーに、広く社会の皆さまから共感・支持をいただけるMUFGブランドの維持・強化に努めてまいります。

(5) 主要な設備

①新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

a. 取得及び除却

三菱UFJ信託銀行株式会社が所有する旧東京ビルの敷地と同社が賃借する本店ビルの敷地の一部を等価交換するとともに、敷地の持分に相当する本店ビルの建物の一部を売買により取得いたしました。

取得した本店ビルの敷地の一部の取得価額は351億円、建物の取得価額は68億円であります。また、除却した旧東京ビルの敷地の帳簿価額は308億円であります。

②前連結会計年度において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変更があったものは次のとおりであります。

a. 計画の中止

当社の海外連結子会社であるUnionBanCal Corporationが前連結会計年度に計画中であった基幹業務システムの更改は、設備投資計画の見直しにより開発を中止しております。

③当第2四半期連結累計期間に新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

a. 新設

株式会社三菱東京UFJ銀行がIFRS（国際財務報告基準）計数算出システム構築を計画しております。投資予定金額は206億円で、平成25年6月の完了を予定しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第十一種優先株式	1,000
計	33,920,001,000

- (注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。
2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。
3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,154,508,220	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)3 (注)4
第1回第五種優先株式	156,000,000	同左	—	(注)3 (注)5
第十一種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,000	同左	—	(注)2 (注)3 (注)6
計	14,310,509,220	同左(注)1	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成23年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権(ストックオプション)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第十一種優先株式の行使価額修正条項付新株予約権付社債券等としての特質は次のとおりであります。

(1) 第十一種優先株式には取得価額の下方修正条項が付されており、普通株式の株価の下落により第十一種優先株式の取得価額が下方に修正された場合には、これにより当該優先株式の取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加します。ただし、提出日現在の取得価額は、下記(3)に記載の下限取得価額である865円90銭であるため、以後取得価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の数が増加することはありません。

(2) 取得価額の修正の基準および頻度

① 修正の基準

毎年7月15日(決定日)に終了する30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)

② 修正の頻度

1年に1度(平成18年8月1日以降平成25年8月1日までの毎年8月1日)

(3) 取得価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

① 取得価額の下限

865円90銭

② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限1,160株(提出日現在の普通株式の発行済株式総数の0.00%)

(4) 当社の決定による第十一種優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。

(5) 第十一種優先株式にかかる取得請求権の行使に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての第十一種優先株式の所有者との間の取決めの内容

上記の事項に関する取決めはありません。

3 財務政策上の柔軟性を確保するために、異なる内容の株式として普通株式および複数の種類の優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式および優先株式のそれぞれにつき100株であります。

4 議決権を有しております。

5 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)(ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中

間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

6 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。なお、会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)は無い。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

① 取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

② 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り

上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

③ 取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{1 \text{株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成21年12月25日付で取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 865円90銭

調整後下限取得価額 865円90銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数(個)	83,231
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 単元株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,323,100
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数に乗じた金額とする
新株予約権の行使期間	平成23年7月20日～平成53年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	① 発行価格 1株当たり338円 ② 資本組入額 1株当たり169円
新株予約権の行使の条件	① 当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券ホールディングス株式会社又は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。 ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。

	<p>③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 注3に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得条項 注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>
--	---

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日(注)	2,423,700	14,310,509,220	678	2,138,483	677	2,138,498

(注) 新株予約権(ストックオプション)の行使によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	928,384,600	6.48
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	604,274,100	4.22
SSBT OD05 OMNIB US ACCOUNT - TR EATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	360,563,650	2.51
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	311,322,953	2.17
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	244,569,700	1.70
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタリ ー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行) (注)1	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	232,847,091	1.62
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	216,533,171	1.51
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	175,000,000	1.22
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	171,185,671	1.19
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	149,263,153	1.04
計		3,393,944,089	23.71

(注) 1 ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダ
ーズは、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

2 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から平成23年5月19日付で関東財務局長に提出された大量保
有報告書により平成23年5月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社とし
て当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めて
おりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	352,433,100	2.46
中央三井アセット信託銀行 株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	280,005,800	1.96
中央三井アセットマネジメント 株式会社	東京都港区芝三丁目23番1号	18,691,300	0.13
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	64,655,800	0.45
計		715,786,000	5.00

なお、所有株式に係る議決権数の多い上位10名は、以下のとおりであります。

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	9,283,846	6.56
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	6,042,741	4.27
SSBT OD05 OMNIB US ACCOUNT - TR EATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	3,605,636	2.55
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,713,229	1.91
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,445,697	1.73
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン アズ デポジタ リー バンク フォー デポジタ リー レシート ホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	2,328,470	1.64
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	2,165,331	1.53
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,750,000	1.23
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	1,492,631	1.05
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,311,856	0.92
計		33,139,437	23.44

(注) ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ
は、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第五種優先株式 156,000,000 第十一種優先株式 1,000	— —	1 [株式等の状況] の(1) [株式の総数等] に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 94,600	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 15,047,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,133,899,000	141,338,990	—
単元未満株式	普通株式 5,467,520	—	—
発行済株式総数	14,310,509,220	—	—
総株主の議決権	—	141,338,990	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、実質的に保有していない子会社名義の株式28,800株(議決権288個)が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	94,600	—	94,600	0.00
(相互保有株式) アコム株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目1番1号	12,197,200	—	12,197,200	0.08
モルガン・スタンレー MUFJ証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20番3号	1,415,000	—	1,415,000	0.00
三菱UFJ証券ホールディ ングス株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号	616,700	—	616,700	0.00
株式会社大正銀行	大阪府中央区今橋 二丁目5番8号	494,400	—	494,400	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷 三丁目33番5号	285,000	—	285,000	0.00
アイ・アール債権回収 株式会社	東京都千代田区麹町 三丁目4番地	35,000	—	35,000	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
計	—	15,141,700	—	15,141,700	0.10

(注) 株主名簿上は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社株式累積投資口、三菱UFJ証券株式会社(平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)、三菱UFJニコス株式会社およびUFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更、三菱UFJ証券株式会社は、平成22年4月1日に三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に商号変更)の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ26,500株、900株、800株および600株あります。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。
- 3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- 4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 10,406,053	※7 9,718,507
コールローン及び買入手形	361,123	355,814
買現先勘定	※2 4,997,138	※2 5,501,927
債券貸借取引支払保証金	※2 3,621,210	※2 4,914,149
買入金銭債権	※7 2,700,617	※7 2,725,700
特定取引資産	※7 14,946,185	※7 17,550,220
金銭の信託	357,159	353,925
有価証券	※1, ※2, ※7, ※15 71,023,637	※1, ※2, ※7, ※15 75,574,168
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 79,995,024	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 79,511,436
外国為替	※2 1,140,201	※2 1,210,420
その他資産	※7 6,631,715	※7 9,218,341
有形固定資産	※9, ※10 1,333,298	※9, ※10 1,340,719
無形固定資産	※13 1,069,317	※13 1,034,816
繰延税金資産	780,310	669,611
支払承諾見返	8,008,084	7,326,502
貸倒引当金	△1,143,997	△1,059,090
資産の部合計	206,227,081	215,947,173
負債の部		
預金	※7 124,144,337	※7 121,582,539
譲渡性預金	10,961,012	10,180,494
コールマネー及び売渡手形	※7 2,311,428	※7 2,028,366
売現先勘定	※7 12,385,585	※7 15,562,627
債券貸借取引受入担保金	※7 2,102,757	※7 4,077,890
コマーシャル・ペーパー	101,688	280,511
特定取引負債	※7 11,219,391	※7 13,666,796
借入金	※2, ※7, ※11 8,895,546	※2, ※7, ※11 10,375,917
外国為替	※2 685,309	※2 668,819
短期社債	436,967	479,166
社債	※7, ※12 6,438,685	※7, ※12 6,223,573
信託勘定借	1,459,108	1,405,224
その他負債	※7 5,422,853	※7 9,978,058
賞与引当金	44,983	43,876
役員賞与引当金	543	222
退職給付引当金	59,192	57,729
役員退職慰労引当金	1,556	1,294
ポイント引当金	8,627	8,919
偶発損失引当金	492,693	396,436
特別法上の引当金	2,235	1,793
繰延税金負債	43,301	81,098
再評価に係る繰延税金負債	※9 186,765	※9 184,562
支払承諾	※7 8,008,084	※7 7,326,502
負債の部合計	195,412,655	204,612,423

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	2,137,476	2,138,483
資本剰余金	2,174,287	2,175,299
利益剰余金	4,799,668	5,406,969
自己株式	△6,458	△6,533
株主資本合計	9,104,972	9,714,218
その他有価証券評価差額金	90,765	109,025
繰延ヘッジ損益	38,786	29,523
土地再評価差額金	※ ⁹ 141,198	※ ⁹ 140,731
為替換算調整勘定	△392,083	△337,349
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△34,691	△32,230
その他の包括利益累計額合計	△156,024	△90,298
新株予約権	7,192	6,872
少数株主持分	1,858,283	1,703,957
純資産の部合計	10,814,425	11,334,750
負債及び純資産の部合計	206,227,081	215,947,173

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
経常収益	2,369,479	2,671,205
資金運用収益	1,277,731	1,161,064
(うち貸出金利息)	821,715	750,154
(うち有価証券利息配当金)	310,462	279,986
信託報酬	50,521	49,282
役務取引等収益	553,917	556,909
特定取引収益	129,992	97,357
その他業務収益	270,432	374,991
その他経常収益	※1 86,884	※1 431,599
経常費用	1,827,425	1,712,561
資金調達費用	268,475	253,311
(うち預金利息)	113,736	89,676
役務取引等費用	79,670	82,862
その他業務費用	63,812	113,604
営業経費	1,051,900	1,026,413
その他経常費用	※2 363,566	※2 236,371
経常利益	542,053	958,644
特別利益	40,580	20,116
固定資産処分益	1,235	7,356
償却債権取立益	33,707	—
金融商品取引責任準備金取崩額	868	441
関連会社株式売却益	—	12,318
その他の特別利益	4,769	—
特別損失	33,635	15,675
固定資産処分損	4,334	5,718
減損損失	4,854	3,990
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	24,447	—
のれん償却額	—	※3 5,966
税金等調整前中間純利益	548,998	963,085
法人税、住民税及び事業税	47,664	116,790
法人税等調整額	137,156	92,567
法人税等合計	184,820	209,358
少数株主損益調整前中間純利益	364,177	753,726
少数株主利益	7,401	57,635
中間純利益	356,775	696,091

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	364,177	753,726
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△122,410	14,788
繰延ヘッジ損益	△15,512	△8,730
為替換算調整勘定	△52,438	52,134
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	2,800	2,460
持分法適用会社に対する持分相当額	582	3,844
その他の包括利益合計	△186,978	64,497
中間包括利益	177,199	818,223
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	169,635	762,282
少数株主に係る中間包括利益	7,564	55,941

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,136,582	2,137,476
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	856	1,006
当中間期変動額合計	856	1,006
当中間期末残高	2,137,439	2,138,483
資本剰余金		
当期首残高	2,423,322	2,174,287
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	856	1,005
自己株式の処分	65	7
自己株式の消却	△250,000	—
当中間期変動額合計	△249,077	1,012
当中間期末残高	2,174,244	2,175,299
利益剰余金		
当期首残高	4,405,512	4,799,668
当中間期変動額		
剰余金の配当	△96,779	△93,796
中間純利益	356,775	696,091
土地再評価差額金の取崩	687	466
持分法の適用範囲の変動	—	4,540
当中間期変動額合計	260,683	607,301
当中間期末残高	4,666,196	5,406,969
自己株式		
当期首残高	△6,633	△6,458
当中間期変動額		
自己株式の取得	△250,014	△91
自己株式の処分	207	16
自己株式の消却	250,000	—
当中間期変動額合計	193	△74
当中間期末残高	△6,439	△6,533

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本合計		
当期首残高	8,958,783	9,104,972
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,713	2,011
剰余金の配当	△96,779	△93,796
中間純利益	356,775	696,091
自己株式の取得	△250,014	△91
自己株式の処分	273	24
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	687	466
持分法の適用範囲の変動	—	4,540
当中間期変動額合計	12,656	609,245
当中間期末残高	8,971,439	9,714,218
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	403,490	90,765
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△121,031	18,259
当中間期変動額合計	△121,031	18,259
当中間期末残高	282,459	109,025
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	92,402	38,786
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△15,364	△9,262
当中間期変動額合計	△15,364	△9,262
当中間期末残高	77,037	29,523
土地再評価差額金		
当期首残高	142,848	141,198
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△687	△466
当中間期変動額合計	△687	△466
当中間期末残高	142,161	140,731
為替換算調整勘定		
当期首残高	△254,800	△392,083
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△53,545	54,734
当中間期変動額合計	△53,545	54,734
当中間期末残高	△308,345	△337,349

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額		
当期首残高	△36,930	△34,691
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,800	2,460
当中間期変動額合計	2,800	2,460
当中間期末残高	△34,129	△32,230
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	347,011	△156,024
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△187,827	65,725
当中間期変動額合計	△187,827	65,725
当中間期末残高	159,183	△90,298
新株予約権		
当期首残高	6,451	7,192
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△282	△320
当中間期変動額合計	△282	△320
当中間期末残高	6,168	6,872
少数株主持分		
当期首残高	1,987,213	1,858,283
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	207,959	△154,326
当中間期変動額合計	207,959	△154,326
当中間期末残高	2,195,173	1,703,957
純資産合計		
当期首残高	11,299,459	10,814,425
当中間期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,713	2,011
剰余金の配当	△96,779	△93,796
中間純利益	356,775	696,091
自己株式の取得	△250,014	△91
自己株式の処分	273	24
自己株式の消却	—	—
土地再評価差額金の取崩	687	466
持分法の適用範囲の変動	—	4,540
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	19,849	△88,921
当中間期変動額合計	32,505	520,324
当中間期末残高	11,331,965	11,334,750

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	548,998	963,085
減価償却費	117,955	117,597
減損損失	4,854	3,990
のれん償却額	15,787	20,779
負ののれん償却額	△795	△795
持分法による投資損益 (△は益)	7,879	△321,666
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△101,453	△84,095
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5,132	△1,773
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△428	△325
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△143	△1,457
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△193	△261
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	1,826	292
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△6,178	△96,175
資金運用収益	△1,277,731	△1,161,064
資金調達費用	268,475	253,311
有価証券関係損益 (△)	△143,399	△124,731
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	104	△323
為替差損益 (△は益)	1,082,047	918,460
固定資産処分損益 (△は益)	3,098	△1,638
特定取引資産の純増 (△) 減	△3,502,582	△2,574,465
特定取引負債の純増減 (△)	3,158,015	2,385,767
約定済未決済特定取引調整額	454,141	142,954
貸出金の純増 (△) 減	5,401,839	527,037
預金の純増減 (△)	△1,495,983	△2,604,592
譲渡性預金の純増減 (△)	159,398	△778,572
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	267,843	1,456,114
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	16,954	234,038
コールローン等の純増 (△) 減	△1,403,355	△428,760
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	2,017,884	△1,287,273
コールマネー等の純増減 (△)	2,652,053	2,815,618
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	△36,534	179,771
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△193,235	1,969,002
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△64,081	△67,842
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△6,481	△18,398
短期社債 (負債) の純増減 (△)	520	42,198
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△30,389	46,355
信託勘定借の純増減 (△)	△70,971	△53,884
資金運用による収入	1,307,452	1,266,227
資金調達による支出	△291,365	△278,594
その他	△174,650	139,640
小計	8,682,045	3,595,548

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
法人税等の支払額	△63,428	△83,946
法人税等の還付額	12,503	6,575
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,631,120	3,518,177
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△58,441,488	△102,874,594
有価証券の売却による収入	26,328,459	93,185,013
有価証券の償還による収入	24,157,270	6,264,473
金銭の信託の増加による支出	△288,809	△360,810
金銭の信託の減少による収入	297,681	346,419
有形固定資産の取得による支出	△28,340	△44,090
無形固定資産の取得による支出	△68,955	△75,938
有形固定資産の売却による収入	10,594	8,857
無形固定資産の売却による収入	120	8,909
事業譲受による支出	△57,388	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	794
その他	△641	△645
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,091,496	△3,541,612
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	53,000	66,800
劣後特約付借入金の返済による支出	△75,500	△62,300
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	126,776	280,949
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△549,277	△482,181
少数株主からの払込みによる収入	50	756
優先株式等の償還等による支出	—	△120,000
配当金の支払額	△96,605	△93,697
少数株主への配当金の支払額	△45,211	△60,409
自己株式の取得による支出	△250,011	△6
自己株式の売却による収入	2	1
子会社の自己株式の取得による支出	△1,317	△0
子会社の自己株式の処分による収入	8	—
その他	2	3
財務活動によるキャッシュ・フロー	△838,084	△470,084
現金及び現金同等物に係る換算差額	△66,003	△13,957
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△364,463	△507,476
現金及び現金同等物の期首残高	4,110,281	4,919,083
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△0
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,745,817	※1 4,411,607

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 連結子会社 228社 主要な会社名 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 三菱UFJニコス株式会社 (連結の範囲の変更) BTMU LF Capital LLC他2社は、新規設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。 BTMU Preferred Capital Limited他6社は、清算等により子会社に該当しないことになったことから、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。	
(2) 非連結子会社 該当ありません。	
(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 株式会社ハイジア (子会社としなかった理由) 土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。 投資事業有限責任組合しようなん産学連携事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合ぐんまチャレンジファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ベル 株式会社パトライト ドリームインフィニティ株式会社 (子会社としなかった理由) ベンチャーキャピタル事業を営む連結子会社が、主たる営業として組合の管理業務に準ずる業務を行うために無限責任組合員の地位を有するものであること、あるいは投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。	
(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 国内信託銀行連結子会社は、保有する金融資産の流動化を目的として、開示対象特別目的会社(1社)を利用しておりますが、重要性が乏しいため、開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額等の記載を省略しております。	

2 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 56社

主要な会社名

三菱UFJリース株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

Morgan Stanley他3社は、議決権の追加取得等により、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲に含めております。

Kim Eng Holdings Limited他12社は、売却等により、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲から除いております。

(追加情報)

1. モルガン・スタンレーの転換型優先株式の普通株式への転換の概要

当社は、平成23年6月30日に、保有していたモルガン・スタンレーの転換型優先株式について、転換比率を調整の上、その全てを普通株式に転換いたしました。この結果、当社はモルガン・スタンレーの議決権の22.4%を保有することになり、当中間連結会計期間よりモルガン・スタンレーを関連会社といたしました。

なお、被投資会社モルガン・スタンレーの概要は以下の通りです。

商号（被投資会社の名称）	Morgan Stanley
事業内容	銀行持株会社
持分法適用開始日	平成23年6月30日
（関連会社化の）法的形式	転換型優先株式の普通株式への転換
転換後の議決権比率	22.4%

2. 中間連結損益計算書に含まれる被投資会社の業績の期間

被投資会社であるモルガン・スタンレーの決算日は12月31日であり、連結決算日と3ヶ月異なっております。モルガン・スタンレーに対する持分法適用開始日は同社の第2四半期会計期間末日である平成23年6月30日であるため、当中間連結損益計算書はモルガン・スタンレーの業績を含んでおりません。

3. 実施した会計処理の概要

(1) 被投資会社の取得原価及びその内訳

取得の対価	転換型優先株式等	728,687百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	3,120百万円
取得原価		731,807百万円

(2) 発生した負ののれんの金額、発生原因

①発生した負ののれんの金額

290,644百万円

②発生原因

普通株式の取得日における被投資会社の時価純資産に係る当社の持分額と取得原価との差額によるものであります。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

SCB Leasing Public Company Limited

持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(5) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

株式会社京都コンステラ・テクノロジーズ

株式会社パスト

ファルマフロンティア株式会社

株式会社スーパーインデックス

株式会社Spring

株式会社レボ・トレーディング

株式会社ファーストロジック

アキュメンバイオフィーマ株式会社

株式会社two-five

株式会社医療情報総合研究所

株式会社NSCore

株式会社シンクパワー

株式会社テクトム

株式会社エリマキ

株式会社シー・オー・シー

Beaunet Corporation Limited

(関連会社としなかった理由)

ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

株式会社両国シティコア

(関連会社としなかった理由)

土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

1月24日 2社

2月末日 1社

3月1日 1社

4月末日 1社

6月末日 128社

7月24日 20社

7月末日 1社

8月末日 3社

9月末日 71社

(2) 1月24日を中間決算日とする連結子会社は、7月24日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

2月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

3月1日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>				
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>				
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>				
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2年～20年</td> </tr> </table> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年～10年)に対応して定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	建物	15年～50年	その他	2年～20年
建物	15年～50年			
その他	2年～20年			
<p>(5) 繰延資産の処理方法</p> <p>社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年8月11日 企業会計基準委員会)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>				

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(6) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は762,996百万円(前連結会計年度末は912,112百万円)であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

(A) 過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理

(B) 数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、当社の連結子会社が、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「スーパー I C カード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。偶発損失引当金には、将来の利息返還の請求に備えるために過去の返還実績及び最近の返還状況等を勘案して見積もった必要額を含んでおります。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(13) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金1,793百万円(前連結会計年度末は2,235百万円)であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(14) 外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(15) リース取引の処理方法

(借手側)

国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してまいりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は949百万円(前連結会計年度末は2,374百万円)(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は811百万円(前連結会計年度末は1,872百万円)(同前)であります。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。

(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。

(18) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。

(19) 手形割引及び再割引の会計処理

手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。

(20) 在外子会社の会計処理基準

在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。

なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として米国会計基準に準拠して修正しております。

また、連結決算上必要な修正を実施しております。

【会計方針の変更等】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(会計方針の変更) 一部の連結子会社において、従来、将来の利息返還請求により債権と相殺する部分については貸倒償却と区分ができなかったため貸倒引当金に含めて計上していましたが、前連結会計年度末において区分するための返還実績データの蓄積・整備が進んだことから、その他連結子会社における同一の性質の引当金を含めて、偶発損失引当金として計上する方法に変更いたしました。 なお、前中間連結会計期間の「経常利益」および「税金等調整前中間期純利益」へ与える影響はありません。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)を適用しております。 なお、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式600,893百万円及び出資金24,849百万円を含んでおります。</p> <p>※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は5,625,440百万円、再貸付に供している有価証券は417,301百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,018,365百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は821,448百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は8,045百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は53,116百万円、延滞債権額は1,022,139百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は142,789百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,663,011百万円及び出資金32,314百万円を含んでおります。</p> <p>※2 消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は7,390,328百万円、再貸付に供している有価証券は577,540百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは6,422,158百万円あります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は854,575百万円あります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は4,978百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は42,056百万円、延滞債権額は1,042,720百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は82,641百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																																																
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は574,503百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,792,549百万円です。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="239 705 782 884"> <tr><td>現金預け金</td><td>4,015百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>459,408百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,934,348百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,278,409百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>73,066百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="239 907 782 1153"> <tr><td>預金</td><td>285,157百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>480,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>62,999百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>5,872,950百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>69,380百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>56,200百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>597百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金10,851百万円、買入金銭債権116,977百万円、特定取引資産383,395百万円、有価証券20,785,086百万円及び貸出金4,485,623百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は2,304,454百万円、有価証券は7,578,750百万円であり、対応する売現先勘定は8,138,544百万円、債券貸借取引受入担保金は1,782,193百万円です。</p>	現金預け金	4,015百万円	特定取引資産	459,408百万円	有価証券	2,934,348百万円	貸出金	3,278,409百万円	その他資産	73,066百万円	預金	285,157百万円	コールマネー及び売渡手形	480,000百万円	特定取引負債	62,999百万円	借入金	5,872,950百万円	社債	69,380百万円	その他負債	56,200百万円	支払承諾	597百万円	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は618,642百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,786,062百万円です。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="877 705 1420 884"> <tr><td>現金預け金</td><td>2,255百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>536,353百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,025,435百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,640,622百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>73,218百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="877 907 1420 1153"> <tr><td>預金</td><td>157,327百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>530,000百万円</td></tr> <tr><td>特定取引負債</td><td>53,836百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>7,437,032百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>56,479百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>56,198百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>519百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金1,218百万円、買入金銭債権108,302百万円、特定取引資産335,137百万円、有価証券13,064,710百万円及び貸出金4,227,916百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は3,559,553百万円、有価証券は11,489,197百万円であり、対応する売現先勘定は11,335,983百万円、債券貸借取引受入担保金は3,647,796百万円です。</p>	現金預け金	2,255百万円	特定取引資産	536,353百万円	有価証券	4,025,435百万円	貸出金	3,640,622百万円	その他資産	73,218百万円	預金	157,327百万円	コールマネー及び売渡手形	530,000百万円	特定取引負債	53,836百万円	借入金	7,437,032百万円	社債	56,479百万円	その他負債	56,198百万円	支払承諾	519百万円
現金預け金	4,015百万円																																																
特定取引資産	459,408百万円																																																
有価証券	2,934,348百万円																																																
貸出金	3,278,409百万円																																																
その他資産	73,066百万円																																																
預金	285,157百万円																																																
コールマネー及び売渡手形	480,000百万円																																																
特定取引負債	62,999百万円																																																
借入金	5,872,950百万円																																																
社債	69,380百万円																																																
その他負債	56,200百万円																																																
支払承諾	597百万円																																																
現金預け金	2,255百万円																																																
特定取引資産	536,353百万円																																																
有価証券	4,025,435百万円																																																
貸出金	3,640,622百万円																																																
その他資産	73,218百万円																																																
預金	157,327百万円																																																
コールマネー及び売渡手形	530,000百万円																																																
特定取引負債	53,836百万円																																																
借入金	7,437,032百万円																																																
社債	56,479百万円																																																
その他負債	56,198百万円																																																
支払承諾	519百万円																																																

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は67,341,228百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,413,031百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)												
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,119,317百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金797,300百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債3,390,061百万円が含まれております。</p> <p>※13 のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">478,420百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">27,454百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">450,965百万円</td> </tr> </table> <p>14 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,033,111百万円であります。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,163,580百万円であります。</p>	のれん	478,420百万円	負ののれん	27,454百万円	純額	450,965百万円	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,129,582百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金801,800百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債3,157,029百万円が含まれております。</p> <p>※13 のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんは相殺し、無形固定資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">のれん</td> <td style="text-align: right;">456,867百万円</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">26,658百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">430,209百万円</td> </tr> </table> <p>14 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託984,947百万円であります。</p> <p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,924,758百万円であります。</p>	のれん	456,867百万円	負ののれん	26,658百万円	純額	430,209百万円
のれん	478,420百万円												
負ののれん	27,454百万円												
純額	450,965百万円												
のれん	456,867百万円												
負ののれん	26,658百万円												
純額	430,209百万円												

(中間連結損益計算書関係)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益38,913百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料等12,540百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却137,324百万円、偶発損失引当金繰入額59,212百万円、貸倒引当金繰入額57,177百万円及び株式等償却46,064百万円を含んでおります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、持分法による投資利益321,666百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、株式等償却107,267百万円及び貸出金償却83,200百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「のれん償却額」は、会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(平成10年5月12日 日本公認会計士協会)第32項の規定に基づきのれんを償却したものであります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	14,148,414	2,351	—	14,150,766	注1
第一回第三種優先株式	100,000	—	100,000	—	注2
第1回第五種優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	14,404,415	2,351	100,000	14,306,767	
自己株式					
普通株式	9,781	31	408	9,404	注3
第一回第三種優先株式	—	100,000	100,000	—	注4
合計	9,781	100,031	100,408	9,404	

(注) 1 普通株式の増加2,351千株は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により発行したものであります。

2 第一回第三種優先株式の減少100,000千株は、消却によるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加31千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少408千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、及び新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴い交付したもの等であります。

4 第一回第三種優先株式の自己株式の増加100,000千株は、定款に定める取得条項に基づき当該優先株式の全部を取得したものであります。また、第一回第三種優先株式の自己株式の減少100,000千株は、消却によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	(—)	(—)	(—)	(—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—				6,163		
連結子会社(自己新株予約権)		—				4 (—)		
合計		—				6,168 (—)		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	84,887	6	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第1回第五種優先株式	8,970	57.5	平成22年3月31日	平成22年6月29日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成22年3月31日	平成22年6月29日

なお、配当金の総額のうち、78百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月15日 取締役会	普通株式	84,904	利益剰余金	6	平成22年9月30日	平成22年12月8日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成22年9月30日	平成22年12月8日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成22年9月30日	平成22年12月8日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	14,150,894	3,613	—	14,154,508	注1
第1回第五種優先株式	156,000	—	—	156,000	
第十一種優先株式	1	—	—	1	
合計	14,306,895	3,613	—	14,310,509	
自己株式					
普通株式	9,413	198	78	9,533	注2
合計	9,413	198	78	9,533	

（注）1 普通株式の増加3,613千株は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使により発行したものであります。

2 普通株式の自己株式の増加198千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したもの、関連会社による株式取得及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少78千株は、単元未満株の買取請求に応じて売却したもの、関連会社による株式売却及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	(—)	(—)	(—)	(—)		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—————				6,868		
連結子会社(自己新株予約権)		—————				4 (—)		
合計		—————				6,872 (—)		

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	84,904	6	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第1回第五種優先株式	8,970	57.5	平成23年3月31日	平成23年6月29日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成23年3月31日	平成23年6月29日

なお、配当金の総額のうち、78百万円は、連結子会社への支払であります。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	84,926	利益剰余金	6	平成23年9月30日	平成23年12月8日
	第1回第五種優先株式	8,970	利益剰余金	57.5	平成23年9月30日	平成23年12月8日
	第十一種優先株式	0	利益剰余金	2.65	平成23年9月30日	平成23年12月8日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)												
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在</p> <table data-bbox="239 403 774 526"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>7,078,204百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△3,332,387百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>3,745,817百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	7,078,204百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,332,387百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>3,745,817百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年9月30日現在</p> <table data-bbox="869 403 1396 526"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>9,718,507百万円</td> </tr> <tr> <td>定期性預け金及び譲渡性預け金</td> <td>△5,306,900百万円</td> </tr> <tr> <td><u>現金及び現金同等物</u></td> <td><u>4,411,607百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	9,718,507百万円	定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,306,900百万円	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>4,411,607百万円</u>
現金預け金勘定	7,078,204百万円												
定期性預け金及び譲渡性預け金	△3,332,387百万円												
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>3,745,817百万円</u>												
現金預け金勘定	9,718,507百万円												
定期性預け金及び譲渡性預け金	△5,306,900百万円												
<u>現金及び現金同等物</u>	<u>4,411,607百万円</u>												

(リース取引関係)

1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(借手側)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	年度末残高相当額 (百万円)
有形固定資産	63,180	48,863	14,317
無形固定資産	17,933	15,080	2,853
合計	81,114	63,943	17,170

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(借手側)

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間連結会計期間末 残高相当額 (百万円)
有形固定資産	46,383	36,970	9,413
無形固定資産	17,032	15,446	1,585
合計	63,416	52,417	10,999

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	9,756	5,980
1年超	7,423	5,018
合計	17,180	10,999

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末(年度末)残高が有形固定資産の中間連結会計期間末(年度末)残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (百万円)
支払リース料	9,315	5,601
減価償却費相当額	9,314	5,601

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(借手側)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	45,424	42,419
1年超	189,134	184,602
合計	234,558	227,021

(貸手側)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日) (百万円)
1年内	16,833	12,369
1年超	56,697	41,692
合計	73,531	54,062

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	10,406,053	10,406,053	—
(2) コールローン及び買入手形	361,123	361,123	—
(3) 買現先勘定	4,997,138	4,997,138	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	3,621,210	3,621,210	—
(5) 買入金銭債権(*1)	2,700,617	2,726,667	26,050
(6) 特定取引資産	6,308,170	6,308,170	—
(7) 金銭の信託	357,159	357,159	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,281,921	2,288,556	6,635
その他有価証券	66,790,549	66,790,549	—
(9) 貸出金	79,995,024		
貸倒引当金(*1)	△901,822		
	79,093,202	79,854,463	761,260
(10) 外国為替(*1)	1,140,201	1,140,201	—
資産計	178,057,347	178,851,294	793,946
(1) 預金	124,144,337	124,205,949	61,612
(2) 譲渡性預金	10,961,012	10,965,010	3,998
(3) コールマネー及び売渡手形	2,311,428	2,311,428	—
(4) 売現先勘定	12,385,585	12,385,585	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	2,102,757	2,102,757	—
(6) コマーシャル・ペーパー	101,688	101,688	—
(7) 特定取引負債	2,850,057	2,850,057	—
(8) 借入金	8,895,546	8,936,028	40,482
(9) 外国為替	685,309	685,309	—
(10) 短期社債	436,967	436,967	—
(11) 社債	6,438,685	6,529,537	90,852
(12) 信託勘定借	1,459,108	1,459,108	—
負債計	172,772,485	172,969,429	196,944
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	281,871	281,871	—
ヘッジ会計が適用されているもの	130,692	130,692	—
デリバティブ取引計	412,563	412,563	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

国内外の銀行連結子会社及び信託銀行連結子会社の保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、主要なグループ会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としておりま

す。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等のうち、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入

金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(12) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	1,138,586
② 組合出資金等(*2) (*3)	185,009
③ その他(*2)	1,827
合 計	1,325,423

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式等について12,182百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	9,718,507	9,718,507	—
(2) コールローン及び買入手形	355,814	355,814	—
(3) 買現先勘定	5,501,927	5,501,927	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	4,914,149	4,914,149	—
(5) 買入金銭債権（*1）	2,725,700	2,767,865	42,165
(6) 特定取引資産	7,576,519	7,576,519	—
(7) 金銭の信託	353,925	353,925	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,804,933	1,811,855	6,922
その他有価証券	71,451,984	71,451,984	—
(9) 貸出金	79,511,436		
貸倒引当金（*1）	△831,934		
	78,679,502	79,575,640	896,138
(10) 外国為替（*1）	1,210,420	1,210,420	—
資産計	184,293,386	185,238,611	945,225
(1) 預金	121,582,539	121,650,441	67,901
(2) 譲渡性預金	10,180,494	10,184,426	3,932
(3) コールマネー及び売渡手形	2,028,366	2,028,366	—
(4) 売現先勘定	15,562,627	15,562,627	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	4,077,890	4,077,890	—
(6) コマーシャル・ペーパー	280,511	280,511	—
(7) 特定取引負債	4,074,986	4,074,986	—
(8) 借入金	10,375,917	10,418,073	42,156
(9) 外国為替	668,819	668,819	—
(10) 短期社債	479,166	479,166	—
(11) 社債	6,223,573	6,314,331	90,757
(12) 信託勘定借	1,405,224	1,405,224	—
負債計	176,940,118	177,144,866	204,748
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	324,781	324,781	—
ヘッジ会計が適用されているもの	363,983	363,983	—
デリバティブ取引計	688,764	688,764	—

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

国内外の銀行連結子会社及び信託銀行連結子会社の保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、主要なグループ会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等のうち、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップの時価を反映してしております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、外国為替関連の短期貸付金（外国他店貸）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間（1年以内）の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金（外国他店預り）であり、また、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当社あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。また、金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、当該金利スワップの時価を反映しております。

(12) 信託勘定借

信託勘定借は、満期のない預り金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) 其他有価証券」には含まれておりません。

区 分	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
① 非上場株式(*1) (*2)	431,009
② 組合出資金等(*2) (*3)	189,788
③ その他(*2)	1,126
合 計	621,924

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式等について4,056百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	債券	1,140,645	1,149,825	9,180
	国債	967,312	974,891	7,579
	地方債	22,666	22,845	178
	社債	150,666	152,088	1,422
	その他	1,362,814	1,402,127	39,312
	外国債券	694,799	701,968	7,168
	その他	668,014	700,159	32,144
	小計	2,503,459	2,551,952	48,492
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	債券	3,818	3,798	△19
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,818	3,798	△19
	その他	792,291	778,668	△13,623
	外国債券	442,658	432,964	△9,693
	その他	349,633	345,703	△3,929
	小計	796,109	782,467	△13,642
合計	3,299,569	3,334,419	34,850	

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,979,726	1,266,206	713,520
	債券	23,217,050	23,035,704	181,345
	国債	19,882,442	19,763,904	118,538
	地方債	190,168	183,589	6,578
	社債	3,144,438	3,088,210	56,228
	その他	7,127,804	6,898,165	229,639
	外国株式	280,849	197,078	83,771
	外国債券	6,186,624	6,090,972	95,651
	その他	660,330	610,113	50,216
	小計	32,324,581	31,200,076	1,124,505
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	1,586,631	2,018,854	△432,223
	債券	24,881,425	24,991,941	△110,515
	国債	24,092,132	24,186,735	△94,602
	地方債	10,110	10,119	△9
	社債	779,181	795,085	△15,904
	その他	8,405,879	8,660,012	△254,133
	外国株式	1,384	1,496	△111
	外国債券	7,450,885	7,593,344	△142,459
	その他	953,609	1,065,171	△111,562
	小計	34,873,936	35,670,808	△796,872
合計		67,198,517	66,870,884	327,632

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は5,108百万円(費用)であります。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、68,861百万円（うち、株式57,550百万円、債券その他11,311百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

II 当中間連結会計期間

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	債券	766,986	773,574	6,588
	国債	625,031	630,749	5,717
	地方債	14,596	14,678	81
	社債	127,358	128,147	788
	その他	1,526,931	1,581,549	54,618
	外国債券	728,361	735,916	7,554
	その他	798,569	845,633	47,063
	小計	2,293,918	2,355,124	61,206
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	債券	1,400	1,336	△64
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,400	1,336	△64
	その他	580,472	570,351	△10,120
	外国債券	308,184	301,027	△7,156
	その他	272,288	269,323	△2,964
	小計	581,873	571,688	△10,185
合計		2,875,791	2,926,812	51,021

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	1,521,022	1,043,042	477,980
	債券	29,236,715	29,009,522	227,193
	国債	25,796,634	25,649,776	146,858
	地方債	193,397	185,374	8,023
	社債	3,246,683	3,174,372	72,310
	その他	13,670,581	13,329,883	340,698
	外国株式	117,661	95,688	21,972
	外国債券	13,111,198	12,827,915	283,283
	その他	441,720	406,278	35,441
	小計	44,428,319	43,382,448	1,045,871
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,595,262	2,050,095	△454,833
	債券	21,351,898	21,369,318	△17,419
	国債	20,841,243	20,846,889	△5,645
	地方債	9,995	10,000	△4
	社債	500,659	512,428	△11,769
	その他	4,404,155	4,587,536	△183,380
	外国株式	16,622	20,179	△3,556
	外国債券	3,202,435	3,232,577	△30,142
	その他	1,185,097	1,334,779	△149,681
	小計	27,351,317	28,006,950	△655,633
合計	71,779,637	71,389,399	390,237	

(注) 上記の差額のうち、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額は2,738百万円(費用)であります。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券及び関連会社株式を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、107,296百万円（うち、株式103,212百万円、債券その他4,083百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	306,253	306,031	222	381	159

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託 (平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	293,711	293,408	303	309	6

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	215,815
その他有価証券	335,744
その他の金銭の信託	222
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△120,151
繰延税金負債	△129,443
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	86,372
少数株主持分相当額	15,602
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△11,208
その他有価証券評価差額金	90,765

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額5,108百万円(費用)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額3,003百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	292,198
その他有価証券	397,537
その他の金銭の信託	303
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の 区分に変更した有価証券	△105,642
繰延税金負債	△191,036
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	101,162
少数株主持分相当額	17,171
持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△9,308
その他有価証券評価差額金	109,025

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したこと等により損益に反映させた額2,738百万円(費用)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額4,561百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	7,926,646	4,871,754	6,257	6,257
		買建	2,623,381	693,297	4,792	4,792
	金利オプション	売建	2,705,624	59,647	△481	180
		買建	3,432,465	46,244	543	△505
店頭	金利先渡契約	売建	26,917,083	174,826	5,206	5,206
		買建	27,147,366	174,826	△5,711	△5,711
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	289,280,010	214,383,005	5,092,195	5,092,195
		受取変動・ 支払固定	289,433,408	207,338,198	△4,786,474	△4,786,474
		受取変動・ 支払変動	32,312,796	25,203,032	80,132	80,132
		受取固定・ 支払固定	592,714	525,969	△3,781	△3,781
	金利スワップ ション	売建	134,979,985	87,942,493	△1,350,833	△229,253
		買建	131,650,476	86,194,001	1,224,407	110,324
	その他	売建	4,976,725	4,361,332	△30,582	△12,730
		買建	3,651,974	2,687,526	31,854	17,667
合計			—	—	267,526	278,300

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	28,841	—	△137	△137
		買建	12,035	—	△0	△0
店頭	通貨スワップ		30,207,055	22,613,871	△57,745	△57,745
	為替予約	売建	34,058,389	952,949	△211,663	△211,663
		買建	33,299,287	1,035,579	△1,357	△1,357
	通貨オプション	売建	8,168,613	4,158,975	△375,572	△30,976
		買建	7,269,701	3,836,989	621,829	325,123
	合計			—	—	△24,647

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	439,681	—	18,869	18,869
		買建	88,723	1,104	4,572	4,572
	株式指数オプション	売建	206,667	102,727	△15,735	3,603
		買建	262,164	135,119	16,554	△5,203
店頭	有価証券店頭オプション	売建	476,010	313,510	△52,851	△6,484
		買建	325,726	207,778	32,129	△3,930
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	123,312	123,193	△4,769	△4,769
		金利受取・株価指数変化率支払	63,205	37,840	10,117	10,117
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	1,877	—	145	145
		買建	1,457	—	3	3
合計			—	—	9,034	16,922

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	474,526	9,960	△119	△119
		買建	517,169	102,621	△400	△400
	債券先物 オプション	売建	243,912	5,819	△445	402
		買建	269,537	5,831	317	33
店頭	債券店頭 オプション	売建	280,345	—	△304	955
		買建	200,672	—	339	26
	債券店頭 スワップ	受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	△21	△21
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△1,889	△1,889
		受取固定・ 支払固定	2,000	2,000	111	111
合計			—	—	△2,412	△901

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	24,345	9,871	△3,567	△3,567
		買建	81,041	24,908	9,155	9,155
	商品オプション	売建	87,432	32,329	△8,641	△7,066
		買建	70,928	29,386	8,376	6,496
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	343,307	156,882	△75,875	△75,875
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	316,857	148,936	108,097	108,097
	商品オプション	売建	547,887	186,349	△31,637	△22,018
		買建	559,362	181,044	28,418	19,556
合計			—	—	34,326	34,778

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2 時価の算定
取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,557,904	2,706,957	19,832	19,832
		買建	3,590,972	2,375,727	△20,096	△20,096
	トータル・レ ート・オブ・リ ターン・スワップ	売建	4,889	4,889	△1,166	△1,166
		買建	—	—	—	—
合計			—	—	△1,430	△1,430

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成23年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	5	—	△1	1
		買建	—	—	—	—
	地震 デリバティブ	売建	7,809	7,809	△458	△458
		買建	7,808	7,808	△66	△66
合計			—	—	△526	△523

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

II 当中間連結会計期間

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	売建	8,565,814	5,528,011	△9,132	△9,132
		買建	2,280,110	1,361,797	1,722	1,722
	金利オプション	売建	7,076,568	56,520	△1,014	1,124
		買建	4,178,958	23,847	1,015	△1,160
店頭	金利先渡契約	売建	27,375,940	515,401	6,120	6,120
		買建	27,143,722	271,240	△5,607	△5,607
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	304,358,767	213,976,836	7,032,843	7,032,843
		受取変動・ 支払固定	298,125,712	205,484,573	△6,748,276	△6,748,276
		受取変動・ 支払変動	35,987,764	26,607,942	74,769	74,769
		受取固定・ 支払固定	668,158	603,194	△11,526	△11,526
	金利スワップ ション	売建	116,491,928	69,600,864	△1,174,367	△159,953
		買建	112,182,729	68,129,332	1,048,680	47,923
	その他	売建	4,993,097	4,322,735	△29,560	△9,322
		買建	3,359,214	2,480,486	28,883	11,666
合計			-	-	214,551	231,193

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	売建	95,233	-	△194	△194
		買建	13,846	154	△23	△23
店頭	通貨スワップ		27,830,667	21,252,226	△57,539	△57,539
	為替予約	売建	35,614,134	996,119	819,311	819,311
		買建	35,137,928	1,042,846	△941,593	△941,593
	通貨オプション	売建	8,607,881	3,993,297	△348,455	△6,896
		買建	7,339,901	3,719,282	617,229	317,373
	合計			—	—	88,735

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	売建	386,719	-	367	367
		買建	39,080	-	635	635
	株式指数オプション	売建	694,754	111,577	△17,479	2,604
		買建	727,277	148,063	18,817	△4,111
店頭	有価証券店頭オプション	売建	509,142	396,233	△61,203	△22,583
		買建	381,324	287,828	37,106	7,272
	有価証券店頭指数等スワップ	株価指数変化率受取・金利支払	121,294	121,193	△1,998	△1,998
		金利受取・株価指数変化率支払	47,777	35,430	10,005	10,005
	有価証券店頭指数等先渡取引	売建	1,075	-	△51	△51
		買建	2,290	-	103	103
合計			—	—	△13,696	△7,755

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	債券先物	売建	875,492	9,426	1,360	1,360
		買建	690,663	143,561	△1,184	△1,184
	債券先物 オプション	売建	1,066,240	13,064	△3,551	549
		買建	167,661	20,112	773	35
店頭	債券店頭 オプション	売建	235,514	-	△865	514
		買建	163,399	-	337	△37
	債券先渡契約	売建	30,660	-	△131	△131
		買建	479,062	-	△1,436	△1,436
	債券店頭 スワップ	受取固定・ 支払変動	3,000	3,000	262	262
		受取変動・ 支払固定	3,000	3,000	△21	△21
		受取変動・ 支払変動	132,000	132,000	△3,275	△3,275
		受取固定・ 支払固定	6,500	6,500	569	569
合計			—	—	△7,164	△2,795

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	商品先物	売建	66,956	15,078	△11,329	△11,329
		買建	131,530	35,556	17,252	17,252
	商品オプション	売建	114,816	42,765	△10,226	△7,139
		買建	112,333	38,712	8,119	4,826
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	306,658	156,203	△49,720	△49,720
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	248,875	143,032	84,123	84,123
	商品オプション	売建	456,003	232,116	△38,647	△28,555
		買建	470,641	236,934	33,603	22,743
	合計			—	—	33,176

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,334,082	2,534,052	△20,209	△20,209
		買建	3,391,219	2,388,492	30,395	30,395
	トータル・レ ート・オブ・リ ターン・スワップ	売建	4,843	4,843	△662	△662
		買建	8,981	-	27	27
合計			—	—	9,550	9,550

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成23年9月30日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	-	-	-	-
		買建	-	-	-	-
	地震 デリバティブ	売建	7,676	7,676	△801	△801
		買建	7,676	7,676	429	429
合計			—	—	△372	△372

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 1,706百万円

2 スtock・オプションにかかる当初の資産計上額及び科目名
現金預け金 4百万円

3 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	16
	当社監査役	5
	当社執行役員	44
	子会社役員、執行役員	191
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	7,911,800
付与日	平成22年7月16日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成22年6月29日 至 平成23年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成22年7月16日 至 平成52年7月15日	
権利行使価格(円)	1	
付与日における公正な評価単価(円)	366	

(注) 株式数に換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 2,019百万円

2 ストック・オプションにかかる当初の資産計上額及び科目名

現金預け金 4百万円

3 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	16
	当社監査役	5
	当社執行役員	43
	子会社役員、執行役員	189
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式	8,323,100
付与日	平成23年7月20日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成23年6月29日 至 平成24年定時株主総会	
権利行使期間	自 平成23年7月20日 至 平成53年7月19日	
権利行使価格(円)		1
付与日における公正な評価単価(円)		337

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加え、トップクラスのカード会社・消費者金融会社等を擁し、本格的な総合金融サービスを展開しております。また、リテール・法人・受託財産を主要3事業とする連結事業本部制度を導入し、業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開しております。

当社グループは傘下の各エンティティと連結事業本部を基礎とする複数のセグメント区分を有するマトリクス組織を採用することから、将来のキャッシュ・フロー予測を適切に評価いただくため、異なる業界・規制環境下にある以下の主要エンティティ(連結ベース)を報告セグメントとしております。

㈱三菱東京UFJ銀行：銀行業務

三菱UFJ信託銀行㈱：銀行業務・信託業務

三菱UFJ証券ホールディングス㈱：証券業務

コンシューマーファイナンス子会社：クレジットカード業務・貸金業務

なお、連結事業本部に基づく事業部門別収益状況は、「第2 [事業の状況] 4 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (3) 事業部門別収益」をご参照ください。

(注) コンシューマーファイナンス子会社には、三菱UFJニコス㈱及びアコム㈱が含まれております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載方法と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行㈱	三菱UFJ証券ホールディングス㈱	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
経常収益	1,655,514	282,664	164,850	274,190	293,270	2,670,489	△301,010	2,369,479
うち資金運用収益	960,718	111,672	21,672	159,407	257,421	1,510,892	△233,161	1,277,731
うち持分法投資利益	—	674	1,009	60	—	1,744	△1,744	—
うち負ののれん償却額	—	—	—	—	—	—	795	795
外部顧客に対する経常収益	1,611,508	268,956	152,785	263,637	72,590	2,369,479	—	2,369,479
セグメント間の内部経常収益等	44,005	13,707	12,065	10,552	220,679	301,010	△301,010	—
セグメント利益(△は損失)	323,653	39,753	19,430	△50,969	226,292	558,160	△201,384	356,775
セグメント資産	161,534,721	24,064,650	24,741,761	4,388,088	12,829,099	227,558,321	△21,177,451	206,380,869
その他の項目								
減価償却費	74,515	18,314	10,824	11,038	636	115,329	2,625	117,955
のれんの償却額	8,466	—	508	479	—	9,454	6,332	15,787
資金調達費用	193,755	35,760	29,647	16,984	22,562	298,709	△30,233	268,475
持分法投資損失	7,544	—	—	—	—	7,544	335	7,879
特別利益	29,522	4,312	28,464	6,984	1,745	71,029	△30,449	40,580
特別損失	21,881	2,270	4,750	4,871	122	33,896	△260	33,635
うち固定資産の減損損失	2,936	230	1,594	93	—	4,854	—	4,854
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,833	1,525	2,473	4,535	81	24,450	△3	24,447
税金費用	131,951	24,654	4,279	2,441	14,458	177,786	7,033	184,820
のれんの未償却残高	270,981	—	733	8,463	—	280,178	195,887	476,065
持分法適用会社への投資額	191,581	51,211	313,869	361	39,206	596,230	13,670	609,901
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	69,164	12,699	8,189	11,536	1,356	102,947	—	102,947

(注) 1 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、経常収益、資金運用収益、資金調達費用を各々記載しております。

2 「その他」には、当社、三菱UFJ投信㈱等が含まれております。

3 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金187,315百万円が含まれております。

4 資金運用収益の調整額には、当社が計上した関係会社からの受取配当金の消去が含まれております。

5 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等△186,952百万円、三菱UFJ証券ホールディングス㈱の組織再編に伴う損益△26,816百万円、及び各セグメントに配分していない持分法投資損益・のれん及び負ののれん償却額・税金費用・少数株主損益12,385百万円が含まれております。

6 セグメント資産の調整額は、主にセグメント間の債権債務消去です。

7 のれんの償却額の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

8 特別利益及び特別損失の調整額には、三菱UFJ証券ホールディングス㈱の組織再編に伴う損益が含まれております。

9 のれんの未償却残高の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

10 セグメント利益は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加え、トップクラスのカード会社・消費者金融会社等を擁し、本格的な総合金融サービス業を展開しております。また、リテール・法人・国際・受託財産を主要4事業とする連結事業本部制度を導入し、業態の枠を超えてグループ総合力を発揮し、付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開しております。

当社グループは傘下の各エンティティと連結事業本部を基礎とする複数のセグメント区分を有するマトリクス組織を採用することから、将来のキャッシュ・フロー予測を適切に評価いただくため、異なる業界・規制環境下にある以下の主要エンティティ(連結ベース)を報告セグメントとしております。

㈱三菱東京UFJ銀行：銀行業務

三菱UFJ信託銀行㈱：銀行業務・信託業務

三菱UFJ証券ホールディングス㈱：証券業務

コンシューマーファイナンス子会社：クレジットカード業務・貸金業務

なお、連結事業本部に基づく事業部門別収益状況は、「第2 [事業の状況] 3 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析] (3) 事業部門別収益」をご参照ください。

(注) コンシューマーファイナンス子会社には、三菱UFJニコス㈱及びアコム㈱が含まれております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載方法と同一であります。また、セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	㈱三菱東京UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行㈱	三菱UFJ証券ホールディングス㈱	コンシューマーファイナンス子会社	その他	計	調整額	中間連結財務諸表計上額
経常収益	1,714,655	319,206	184,617	248,320	202,356	2,669,156	2,049	2,671,205
うち資金運用収益	910,091	110,906	35,213	124,536	190,247	1,370,994	△209,930	1,161,064
うち持分法投資利益	4,320	1,633	19,745	38	—	25,738	295,927	321,666
うち負ののれん償却額	—	58	—	—	—	58	737	795
外部顧客に対する経常収益	1,667,242	307,040	162,000	231,722	303,199	2,671,205	—	2,671,205
セグメント間の内部経常収益等	47,413	12,165	22,617	16,597	△100,843	△2,049	2,049	—
セグメント利益	325,944	47,761	16,353	42,109	173,592	605,761	90,329	696,091
セグメント資産	169,385,245	26,028,298	24,373,605	4,116,104	12,377,762	236,281,016	△20,333,843	215,947,173
その他の項目								
減価償却費	76,025	19,232	8,725	10,650	551	115,184	2,412	117,597
のれんの償却額	7,292	108	130	712	—	8,242	6,569	14,812
資金調達費用	174,763	36,238	37,352	16,253	20,591	285,200	△31,889	253,311
持分法投資損失	—	—	—	—	—	—	—	—
特別利益	2,706	4,651	12,719	1,251	5,388	26,717	△6,600	20,116
特別損失	7,019	1,375	1,830	883	3	11,112	4,563	15,675
うち固定資産の減損損失	2,560	1,233	177	19	—	3,990	—	3,990
税金費用	175,884	24,892	1,554	3,000	2,431	207,763	1,594	209,358
のれんの未償却残高	234,929	4,205	570	11,701	—	251,407	178,802	430,209
持分法適用会社への投資額	205,470	68,812	308,630	361	813,132	1,396,407	298,917	1,695,324
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	78,630	53,899	12,779	5,797	547	151,654	—	151,654

(注) 1 一般企業の売上高、受取利息、支払利息に代えて、経常収益、資金運用収益、資金調達費用を各々記載しております。

2 「その他」には、当社等が含まれております。

3 「その他」におけるセグメント利益には、当社が計上した関係会社からの受取配当金159,628百万円が含まれております。

4 資金運用収益の調整額には、当社が計上した関係会社からの受取配当金の消去が含まれております。

5 持分法投資利益の調整額には、モルガン・スタンレーの持分法適用に伴う負ののれんの影響額290,644百万円が含まれております。

6 セグメント利益の調整額には、セグメント間取引消去等△182,486百万円及び各セグメントに配分していない持分法投資損失・のれん及び負ののれん償却額・税金費用・少数株主損益272,815百万円が含まれております。

7 セグメント資産の調整額は、主にセグメント間の債権債務消去です。

8 のれんの償却額の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

9 特別利益及び特別損失の調整額には、セグメント間取引消去及び各セグメントに配分していないのれん償却額が含まれております。

10 のれんの未償却残高の調整額は、主にコンシューマーファイナンス子会社と三菱UFJ証券ホールディングス㈱に係るものです。

11 セグメント利益は、中間連結損益計算書の中間純利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州・中近東	アジア・ オセアニア	その他	合計
1,892,222	246,748	103,229	118,903	8,375	2,369,479

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当社グループ拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
1,143,820	186,546	16,768	1,347,135

3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

報告セグメントに係る情報と類似しているため本情報の記載は省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米国	欧州・中近東	アジア・ オセアニア	その他	合計
1,836,818	549,195	120,413	154,813	9,964	2,671,205

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当社グループ拠点の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	その他	合計
1,129,140	196,037	15,541	1,340,719

3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当ありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	604円58銭	1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	652円17銭
純資産の部の合計額	10,814,425百万円	純資産の部の合計額	11,334,750百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	2,264,713百万円	純資産の部の合計額から控除する金額	2,109,801百万円
うち優先株式	390,001百万円	うち優先株式	390,001百万円
うち優先配当額	9,235百万円	うち優先配当額	8,970百万円
うち新株予約権	7,192百万円	うち新株予約権	6,872百万円
うち少数株主持分	1,858,283百万円	うち少数株主持分	1,703,957百万円
普通株式に係る年度末の純資産額	8,549,712百万円	普通株式に係る中間期末の純資産額	9,224,949百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数	14,141,480千株	1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	14,144,974千株

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
(1) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	24円59銭	(1) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	48円58銭
中間純利益	356,775百万円	中間純利益	696,091百万円
普通株主に帰属しない金額	8,970百万円	普通株主に帰属しない金額	8,970百万円
うち優先配当額	8,970百万円	うち優先配当額	8,970百万円
普通株式に係る中間純利益	347,805百万円	普通株式に係る中間純利益	687,121百万円
普通株式の中間期中平均株式数	14,140,309千株	普通株式の中間期中平均株式数	14,143,389千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	24円52銭	(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	48円51銭
中間純利益調整額	△737百万円	中間純利益調整額	△301百万円
うち優先配当額	0百万円	うち優先配当額	0百万円
うち連結子会社等の潜在株式による調整額	△737百万円	うち連結子会社等の潜在株式による調整額	△301百万円
普通株式増加数	9,800千株	普通株式増加数	14,259千株
うち優先株式	1千株	うち優先株式	1千株
うち新株予約権	9,799千株	うち新株予約権	14,258千株

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 1,636円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成22年9月末現在個数 834個 <p>エム・ユー・ハンズオンキャピタル株式会社 平成12年②ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成12年12月18日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 65,000円 ・当初付与個数 1,200個 ・平成22年9月末現在個数 375個 <p>平成14年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成15年5月20日 ・行使期限 平成22年12月1日 ・権利行使価格 120,000円 ・当初付与個数 585個 ・平成22年9月末現在個数 245個 <p>株式会社福寅 第1回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成22年3月24日 ・行使期限 平成26年3月24日 ・権利行使価格 12,000円 ・当初付与個数 9,830個 ・平成22年9月末現在個数 9,830個 <p>第2回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成22年3月24日 ・行使期限 平成26年3月24日 ・権利行使価格 12,000円 ・当初付与個数 2,540個 ・平成22年9月末現在個数 2,540個 	<p>希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要</p> <p>連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 1,636円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成23年9月末現在個数 790個 <p>株式会社福寅 第1回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成22年3月24日 ・行使期限 平成26年3月24日 ・権利行使価格 12,000円 ・当初付与個数 9,830個 ・平成23年9月末現在個数 9,830個 <p>第2回新株予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付与日 平成22年3月24日 ・行使期限 平成26年3月24日 ・権利行使価格 12,000円 ・当初付与個数 2,540個 ・平成23年9月末現在個数 2,540個

(会計方針の変更)

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成22年6月30日付で改正され、平成23年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び適用指針を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等の改正を適用しなかった場合の前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、24円52銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,031	11,733
有価証券	140,500	178,600
その他	89,509	36,962
流動資産合計	241,041	227,296
固定資産		
有形固定資産	※1 168	※1 141
無形固定資産	2,899	2,882
投資その他の資産	10,747,406	10,706,052
投資有価証券	803,197	—
関係会社株式	9,943,868	10,705,810
その他	340	241
固定資産合計	10,750,474	10,709,076
資産合計	10,991,515	10,936,373
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1,566,980	1,670,662
1年内返済予定の長期借入金	391,000	152,500
リース債務	8	8
未払法人税等	98	64
引当金	399	330
その他	7,613	7,040
流動負債合計	1,966,100	1,830,606
固定負債		
社債	※3 380,500	※3 380,500
長期借入金	※2 20,702	※2 20,493
リース債務	13	8
その他	11,477	23,557
固定負債合計	412,693	424,559
負債合計	2,378,793	2,255,165

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,137,476	2,138,483
資本剰余金		
資本準備金	2,137,493	2,138,498
その他資本剰余金	1,860,006	1,860,006
資本剰余金合計	3,997,500	3,998,505
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	150,000	150,000
繰越利益剰余金	2,316,337	2,365,505
利益剰余金合計	2,466,337	2,515,505
自己株式	△37	△41
株主資本合計	8,601,276	8,652,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,257	—
繰延ヘッジ損益	—	21,887
評価・換算差額等合計	4,257	21,887
新株予約権	7,188	6,868
純資産合計	8,612,722	8,681,208
負債純資産合計	10,991,515	10,936,373

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
営業収益	224,237	160,243
営業費用	※4 7,679	※4 7,737
営業利益	216,558	152,505
営業外収益	※1 7,977	※1 8,220
営業外費用	※2 22,506	※2 20,660
経常利益	202,029	140,065
特別利益	※3 1,733	5,388
特別損失	—	0
税引前中間純利益	203,763	145,453
法人税、住民税及び事業税	3,816	206
法人税等調整額	8,898	2,203
法人税等合計	12,715	2,410
中間純利益	191,048	143,043

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,136,582	2,137,476
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	856	1,006
当中間期変動額合計	856	1,006
当中間期末残高	2,137,439	2,138,483
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,136,600	2,137,493
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	856	1,005
当中間期変動額合計	856	1,005
当中間期末残高	2,137,456	2,138,498
その他資本剰余金		
当期首残高	2,109,941	1,860,006
当中間期変動額		
自己株式の処分	65	△0
自己株式の消却	△250,000	—
当中間期変動額合計	△249,934	△0
当中間期末残高	1,860,006	1,860,006
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	150,000	150,000
当中間期末残高	150,000	150,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,162,138	2,316,337
当中間期変動額		
剰余金の配当	△96,857	△93,874
中間純利益	191,048	143,043
当中間期変動額合計	94,190	49,168
当中間期末残高	2,256,328	2,365,505
自己株式		
当期首残高	△217	△37
当中間期変動額		
自己株式の取得	△250,011	△6
自己株式の処分	207	1
自己株式の消却	250,000	—
当中間期変動額合計	195	△4
当中間期末残高	△21	△41

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
株主資本合計		
当期首残高	8,695,044	8,601,276
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,713	2,011
剰余金の配当	△96,857	△93,874
中間純利益	191,048	143,043
自己株式の取得	△250,011	△6
自己株式の処分	273	1
自己株式の消却	—	—
当中間期変動額合計	△153,835	51,175
当中間期末残高	8,541,209	8,652,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	10,254	4,257
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,272	△4,257
当中間期変動額合計	△13,272	△4,257
当中間期末残高	△3,017	—
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	21,887
当中間期変動額合計	—	21,887
当中間期末残高	—	21,887
新株予約権		
当期首残高	6,450	7,188
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△287	△320
当中間期変動額合計	△287	△320
当中間期末残高	6,163	6,868
純資産合計		
当期首残高	8,711,750	8,612,722
当中間期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	1,713	2,011
剰余金の配当	△96,857	△93,874
中間純利益	191,048	143,043
自己株式の取得	△250,011	△6
自己株式の処分	273	1
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△13,560	17,310
当中間期変動額合計	△167,395	68,486
当中間期末残高	8,544,355	8,681,208

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券のうち預金と同様の性格を有するものについては移動平均法による原価法によっております。</p> <p>子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。</p> <p>建物 10年～15年</p> <p>器具及び備品 2年～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
5 ヘッジ会計の方法	<p>外貨建関連会社株式の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。</p>
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

【表示方法の変更】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 前事業年度において「流動資産」中の内訳として表示しておりました「未収収益」及び「未収入金」並びに「固定負債」中の内訳として表示しておりました「長期未払金」は、重要性が減少したため、当中間会計期間から、「未収収益」及び「未収入金」については「流動資産」中の「その他」に、「長期未払金」については「固定負債」中の「その他」に含めて表示しております。この結果、前事業年度の財務諸表において「流動資産」中の「未収収益」に表示しておりました15,939百万円及び「未収入金」に表示しておりました71,347百万円は「流動資産」中の「その他」89,509百万円に、「固定負債」中の「長期未払金」に表示しておりました96百万円は「固定負債」中の「その他」11,477百万円に含めて表示しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)														
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 454百万円</p> <p>※2 長期借入金は、全額が他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p> <p>※3 社債は、全額が劣後特約付社債であります。</p> <p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 173,902百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUFGキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">191,245百万円</td> </tr> <tr> <td>MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">88,177百万円</td> </tr> <tr> <td>MUFGキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">120,000百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	191,245百万円	MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	88,177百万円	MUFGキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 497百万円</p> <p>※2 同左</p> <p>※3 同左</p> <p>4 保証債務等</p> <p>(1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 148,788百万円</p> <p>(2) 当社の子会社であるMUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド及びMUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">保証先</th> <th style="text-align: right;">発行額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">176,295百万円</td> </tr> <tr> <td>MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td style="text-align: right;">78,082百万円</td> </tr> </tbody> </table>	保証先	発行額	MUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	176,295百万円	MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	78,082百万円
保証先	発行額														
MUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	191,245百万円														
MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	88,177百万円														
MUFGキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円														
保証先	発行額														
MUFGキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	176,295百万円														
MUFGキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	78,082百万円														

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金	7,762百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金	7,762百万円
※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息	13,724百万円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息	12,611百万円
	8,680百万円	社債利息	7,829百万円
※3 特別利益のうち主要なもの 投資損失引当金戻入額	1,733百万円		
※4 減価償却実施額 有形固定資産	55百万円	※4 減価償却実施額 有形固定資産	48百万円
	222百万円	無形固定資産	378百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
優先株式	—	100,000	100,000	—
普通株式	426	26	408	44
合計	426	100,026	100,408	44

- (注) 1. 優先株式の自己株式数増加は、第一回第三種優先株式の取得条項に基づき、その全部を取得したものです。
2. 優先株式の自己株式数減少は、上記1. で取得した第一回第三種優先株式の全てを消却したものです。
3. 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて26千株取得したものです。
4. 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて5千株売却したものと及び新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴い403千株交付したものです。

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	83	15	4	94

- (注) 1. 普通株式の増加15千株は、単元未満株の買取請求に応じて取得したものであります。
2. 普通株式の減少4千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したものであります。

(リース取引関係)
オペレーティング・リース取引
(借手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	31	31
1年超	77	61
合計	108	92

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	90,074	65,760	△24,314
関連会社株式	33,697	30,940	△2,756
合計	123,771	96,700	△27,070

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下の通りであります。これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	9,815,175
関連会社株式	4,920
合計	9,820,096

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	90,074	88,308	△1,766
関連会社株式	765,504	477,022	△288,481
合計	855,579	565,331	△290,248

- (注) 1. 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下の通りであります。これらについては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	9,803,192
関連会社株式	47,039
合計	9,850,231

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	(1) 1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)
12円86銭	9円47銭
中間純利益	中間純利益
191,048百万円	143,043百万円
普通株主に帰属しない金額	普通株主に帰属しない金額
8,970百万円	8,970百万円
うち優先配当額	うち優先配当額
8,970百万円	8,970百万円
普通株式に係る中間純利益	普通株式に係る中間純利益
182,078百万円	134,073百万円
普通株式の期中平均株式数	普通株式の期中平均株式数
14,149,668千株	14,152,817千株
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)
12円85銭	9円46銭
中間純利益調整額	中間純利益調整額
0百万円	0百万円
うち優先配当額	うち優先配当額
0百万円	0百万円
普通株式増加数	普通株式増加数
9,800千株	14,259千株
うち優先株式	うち優先株式
1千株	1千株
うち新株予約権	うち新株予約権
9,799千株	14,258千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 該当ありません。	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 該当ありません。

(会計方針の変更)

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成22年6月30日付で改正され、平成23年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び適用指針を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、12円85銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成23年11月14日開催の取締役会において、当社定款第14条及び第50条の規定に基づき、第7期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	93,896百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	6円
優先株式	
第1回第五種優先株式	57円 50銭
第十一種優先株式	2円 65銭
効力発生日及び支払開始日	平成23年12月8日(木)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月25日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野中俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月29日
【会社名】	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 永 易 克 典
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 結 城 泰 平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永易克典及び当社最高財務責任者結城泰平は、当社の第7期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当社は、平成23年11月28日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。